

令和 8 年度消防団加入促進広報・啓発事業
業務委託企画提案募集要項

1 事業概要

(1) 業務委託名

令和 8 年度消防団加入促進広報・啓発事業

(2) 業務委託内容

令和 8 年度消防団加入促進広報・啓発事業業務委託企画提案仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり。なお、受託者は県の制作意図を十分に理解し、県との連携を図りながら業務を遂行すること。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 8 日(日)まで

(4) 委託料の上限額

12,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ただし、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。また上記には本事業に要する一切の費用を含み、委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とする。

2 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 審査・選考を行う選考委員会(以下「委員会」という。)の開催時まで、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されている者であること。

(3) 募集開始の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和 57 年 12 月 1 日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 特定の公職者(候補者を含む)、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和8年5月12日（火）
- (2) 質問締切 令和8年5月18日（月）午後5時必着
- (3) 応募申出書締切 令和8年5月25日（月）午後5時必着
- (4) 応募書類締切 令和8年6月8日（月）午後3時必着
- (5) 審査委員会 令和8年6月12日（金）

ただし、事務上の都合により日程を変更できるものとする。

4 質問及び回答

本件に関する説明会は開催しない。本件に関する質問については、質問書によりメールで受け付ける。ただし、電話等による口頭での問い合わせ及び提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。なお、メール送信後、電話にて到着確認をすることとし、メールの本文中に企業（団体）名・連絡先を必ず記載すること。

質問及び回答については、千葉県ホームページで公開する。

- ・期限：令和8年5月18日（月）午後5時 必着
- ・連絡先：千葉県防災危機管理部消防課 消防指導室
- ・電子メール：bousai1@mz.pref.chiba.lg.jp
- ・TEL：043-223-3663

5 応募方法等

(1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メール又は郵送にて提出すること。なお、提出後、電話にて到着確認を行うこと。

期限：令和8年5月25日（月）午後5時 必着

提出先：千葉県防災危機管理部消防課 消防指導室

電子メール：bousai1@mz.pref.chiba.lg.jp

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁中庁舎 6階

TEL：043-223-3663

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募のキャンセルは可能とする。

※ 郵送する場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付し、提出すること。

※ 応募申出書を提出しない場合、本業務への応募はできないので注意すること。

(2) 応募書類

様式はA4判とし、以下ア、イに定めた書類を提出すること。

- ・期限：令和8年6月8日（月）午後3時 必着
- ・部数：7部（正本1部、副本6部（コピー可））
- ・提出先：千葉県防災危機管理部消防課 消防指導室
- ・住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁中庁舎 6階
- ・TEL：043-223-3663

※ 郵送する場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付し、提出すること。

ア 企画提案書

企画提案書は、以下(ア)～(オ)に従い作成すること。なお、枚数及び様式は自由とするが、(ア)～(オ)の順に提案を並べ、横書き、左綴じとすること。(用紙の縦置き、横置きは自由)。また、郵送の場合は可能な限りプラスチック製の製本ファイル等は使用せず、紙のみでの提出とすること。

(ア) 表紙

次の事項を示すこと。

- a 宛名：千葉県知事 熊谷 俊人
- b タイトル：「令和8年度消防団加入促進広報・啓発事業業務委託」企画提案書
- c その他：提出年月日、住所（所在地）、団体・企業名、代表者の氏名・役職名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載すること。

(イ) 提案事項

次の事項を網羅し、明確かつできるだけ具体的に分かる資料を添付すること。

各業務の実施内容（業務委託企画提案仕様書「第2業務内容」1（1）～（3）に対する内容）

- a キービジュアル、P R動画の企画及び作成
 - ・ 企画概要に加え、どのような工夫や特徴があるのか示すこと。
- b ランディングページの作成
 - ・ 企画概要に加え、見やすさの観点からどのような工夫がされているのか示すこと。
- c 広告・P R活動
 - ・ 企画概要に加え、媒体、方法等を示すこと。
- d その他独自提案事項
 - ・ a～cまでに記載するもののほかに、独自の工夫等の提案があれば具体的に示すこと。

(ウ) 過去における類似業務実績

- ・ 業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件程度記載した資料を添付すること。
- ・ 概ね3年以内の実績を示すこと。
- ・ 記載する内容は、千葉県及び千葉県に關係する団体からの受注に限らない。

(エ) 業務の実施体制・スケジュール

次の事項を示した資料を添付すること。

- a 本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- b 主従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等
- c 本業務の実施目安スケジュール

(オ) 見積書

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定し、できるだけ項目（内訳）を詳細に分類して示した資料を作成・添付すること。

イ 会社（団体）概要（様式第2号）

※必要な場合、上記以外の資料の提出を求められることがある。

7 選定方法

（1）提出された応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙選定基準に基づき、委員会で審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。なお、委員会については非公開とする。

（2）令和8年6月上旬に委員会を開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定。詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、委員会における説明資料は企画提案書を原則とし、必要に応じてフリップやプロジェクター等を使用可能とする。

（3）上記委員会については、応募資格を有する企画提案者の数が5者以上の場合、委員会は書面による1次審査を実施し、（2）の委員会に参加する4者程度を選定する場合がある。

（4）選定結果は、委員会実施後、全応募団体へ通知する。なお、選定結果内容の照会等には回答しない。

8 提案無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その団体の提案は無効とする。

- （1）応募資格のない団体等が提案したとき。
- （2）所定の期限及び場所へ応募申出書及び応募書類の提出がされないとき。
- （3）応募において、2以上の提案を行ったとき。
- （4）応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。
- （5）応募書類に不備があり、所定の期限までに揃わないとき。
- （6）応募書類において、定めた事項が確認できない資料があったとき。
- （7）見積書記載の金額が1（4）委託料の上限額を上回るとき。
- （8）応募に対して談合等の不正行為があったとき。
- （9）委員会を欠席したとき。
- （10）その他、審査を行うにあたって不相当と判断したとき。

9 委託契約

選定により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行う。

（1）契約にあたっての留意事項

ア 契約に係り、選定した企画案をそのまま承するものではなく、協議のうえ、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので留意すること。（仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書については委託候補者決定後、協議のうえ、県が作成する。）

イ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 業務の全部を第三者に再委託することはできない。また、業務の一部の再委託については、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託することは認めない。

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) やむを得ない事情等により、募集や審査等を中止する場合がある。その場合において、県は本業務の委託契約は行わず、企画提案等で生じた損益・損害に対して一切負担しない。
- (3) 契約後も、やむを得ない事情等で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (6) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (7) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び委員会での検討に限る。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

別紙 「消防団加入促進広報・啓発事業」業務委託企画提案審査基準

評価項目	評価基準	評価の視点
企画提案内容	業務目的・内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的・背景や消防団活動の意義を踏まえ、団員不足や高齢化などの課題に対応した提案となっているか。 ・加入促進の対象者（若年層、女性）を明確に設定したものとなっているか。 ・動画、LP、広告等が統一したコンセプトとなっているか。 ・全体として一貫性のあるストーリー構成となっているか。
	動画・キービジュアルの企画力・表現力	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的・感情的に印象に残るキービジュアル・動画内容となっているか。 ・他作品や既存コンテンツ等と明確に異なる発想・切り口があるか。 ・映像技法・構図・演出・ビジュアル表現に新規性、独自性があるか。 ・ターゲットに明確に伝わるメッセージが設定され、親しみや共感、地域貢献意識を喚起する表現となっているか。 ・SNS等での拡散や話題性が期待でき、関心を引きつつ内容が分かりやすい企画・構成となっているか。 ・視覚的に分かりやすく、訴求力のある表現が工夫されているか。 ・加入につながる訴求ポイントやメッセージが明確に整理されているか。
	ランディングページ（LP）構成の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・作成したキービジュアル・PR動画と統一感があり、消防団・自治体のイメージに適した表現となっているか。 ・ターゲット（若年層・女性）にとって理解しやすい表現となっているか。 ・消防団の活動内容や加入メリット、入団方法が分かりやすく整理され、初めての人でも理解しやすい構成・導線となっているか。 ・スマートフォン閲覧を前提とし、誰にとっても見やすく操作しやすいデザインとなっているか。 ・「資料請求」「問い合わせ」「加入相談」等の行動につながる導線が明確に設計されているか。 ・将来的な情報更新や修正を想定した設計となっており、管理・運用面で過度な負担が生じないか。
	プロモーション手法の適切性（SNS等）	<ul style="list-style-type: none"> ・キービジュアル・PR動画の特性を有効に活用した提案となっているか。 ・広報手法（SNS、Web広告等）の選定理由が明確で、媒体・発信時期・発信方法が具体的に示されているか。 ・アクセス数、動画再生数、問い合わせ数等の指標が設定されているか。 ・効果検証や改善につなげる考え方が示されているか。 ・実施スケジュールや役割分担が現実的であるか。 ・自治体・関係者との連携方法が明確で、想定ターゲットに適したSNS媒体を選定し、配信方法や広告内容が具体的に示されているか。
業務遂行能力	業務実施体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者・担当者の役割分担が明確であるか。 ・人員確保等を含め、安定して業務を遂行できる体制が整っているか。 ・提案内容が事業期間・予算内で実現可能か。 ・実施手順やスケジュールが具体的に示されているか。
	類似業務の経験・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・加入促進、公共広報、類似業務の実績を有しているか。 ・本業務を適切に遂行できる経験・信頼性が認められるか。
経費の妥当性	見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費、算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分に配慮した経費となっているか。